

家族ジョイントサービスに関する特約

第1条（目的）

1. 本特約は、「MEITETSU μ 's Card クレジットチャージに関する特約」（以下「クレジットチャージ特約」といいます。）の特約として定めたものであり、本特約とクレジットチャージ特約が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義される場合を除き、クレジットチャージ特約、三菱UFJニコス株式会社が定める「MUFG カード個人会員規約」および「MEITETSU μ 's Card 会員特約」、名古屋鉄道株式会社（以下「名鉄」といいます。）が定める「名鉄ミュージーズポイントサービス会員規約」、並びに株式会社エムアイシーが定める「manaca 電子マネー取扱規則」等「manaca 約款集」の定めるところによります。
3. 本特約は、本カードのうち家族会員の所持するカード（以下「家族会員カード」といいます。）と、名鉄の定める登録手続きを完了させた記名式 manaca（株式会社エムアイシーが発行する manaca に限る。）その他名鉄が別に定める manaca（以下「サービス対象 manaca」といいます。）をジョイント登録する場合の手続き、クレジットチャージを行う場合のサービス内容および適用条件等について定めたものです。
4. 本特約の内容は、会員に事前に通知することなく、変更される場合があります。変更後に家族会員がクレジットチャージを利用した時点で、当該本会員および家族会員につき、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。

第2条（用語の定義）

1. 「家族ジョイント登録」とは、家族会員カードと家族会員名義のサービス対象 manaca とを、本会員が紐付け登録を行うことをいいます。
2. 「家族ジョイント解除」とは、家族会員カードと家族会員名義のサービス対象 manaca との間の家族ジョイント登録を本会員または家族会員が解除することをいいます。

第3条（家族ジョイント登録・解除）

1. 本会員は、マイページ（会員サイト）内で家族会員カードを名鉄の指定する方法により、家族ジョイント登録を行うことができます。
2. 家族ジョイント登録の可否は、家族会員カードの名鉄ミュージーズ ID および家族会員名義のサービス対象 manaca の manacaID 番号から識別された、それぞれの会員情報から名鉄にて判断します。なお、家族会員カード1枚に対し、同時に家族ジョイント登録できるのは家族会員名義のサービス対象 manaca 1枚のみとします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、家族ジョイント解除となります。
 - (1) 本会員または家族会員が、マイページ（会員サイト）内で名鉄の指定する方法により

解除手続を行う場合

- (2) 家族ジョイント登録された家族会員が、退会その他の事由により、家族会員でなくなった場合
- (3) 家族ジョイント登録された家族会員が、退会その他の事由により、家族ジョイント登録されたサービス対象 manaca のポイントサービスの会員でなくなった場合

第4条（本会員の責任）

1. 本会員は、前条により家族ジョイント登録または家族ジョイント解除をすることについて、一切の責任を負うものとします。
2. 家族ジョイント登録された家族会員カードによりクレジットチャージを行う場合の利用方法等については、クレジットチャージ特約に定めるとおりとします。本会員は、家族会員の行うクレジットチャージについて、一切の責任を負うものとします。

第5条（確認事項）

1. 家族ジョイント登録が可能なサービス対象 manaca とは、『サービス対象 manaca』名鉄ミュージックポイントサービス会員規約』に同意のうえ、ポイントサービスに入会登録された manaca でなければなりません。
2. 本特約によって家族ジョイント登録が行われた場合であっても、当該家族会員カードと家族会員名義のサービス対象 manaca において、名鉄が定める「名鉄ミュージックポイントサービス会員規約」上の「ジョイント登録」がなされるわけではありません。
3. 前項により、家族ジョイント登録された家族会員カード利用により付与されるポイントは、家族会員名義のサービス対象 manaca 利用で付与されるポイントとは合算されません。クレジットチャージ利用を含め、家族会員カードの利用代金については、本会員のカード利用代金に合算のうえ、本会員にポイントを付与します。